

区域区分、地域地区の申請における注意事項および添付図書について

高島市では区域区分などの明示を行っていますので、申請をされる方は下記のことにご注意いただき申請をしてください。

[注意事項]

- ☆ 申請図書は2部提出してください。
- ☆ 特に問題がない場合、申請していただいてから交付までは以下の予定です。
 - ・単なる用途地域等の明示・・・・・・・・・・約1週間
 - ・単純な用途地域界等の明示・・・・・・・・・・約1週間～2週間
 - ・複雑な用途地域界等の明示・・・・・・・・・・約2週間～3週間
- ☆ 処理がすみ次第、申請用紙下部に記載されている連絡先に電話します。もし、予定を過ぎても連絡がない場合は、下記連絡先まで問合せてください。
- ☆ 明示の手数料は、1件につき**300円**です。
- ☆ 申請は郵送でも可能ですが、郵送の場合は、返信用封筒と、手数料300円分の定額小為替を同封してください。

[必要な書類]

		注意事項チェック欄
1	申請用紙	☐ 建築物の敷地の所在地地番は住居表示ではなく、 <u>地名地番</u> を記載してください。 ☐ 地域地区の（ ）内には用途地域など申請の内容を記載してください。
2	委任状	☐ 代理人が申請書類を届出、受領、訂正する場合は必要です。 ※ 特に決まった様式はありません。
3	位置図	☐ 申請地の位置を表す図面は1/2,500程度の縮尺としてください。 ☐ 北の方角が上である図面としてください。 ☐ 申請地を <u>赤で明示</u> してください。
4	現況測量図 (単なる区域区分や地域地区の明示であれば不要です)	☐ 縮尺は1/200～1/2,500に限りませんが、できるだけ1/500にしてください。 ☐ <u>申請地周辺の状況を明記してください。</u> 用途地域の境界が「〇〇(道路中心線等)から△△m」の場合は、その基準となる道路等についても、必ず測量図に記載してください。 擁壁、側溝等の構造物、道路対面の道路境界線、電信柱、マンホールの位置なども、できるだけ詳しく記載してください。 ☐ 申請地が農地などで道路、里道、河川から離れている場合(申請地周囲が地形的に何も変化がない土地)は、道路、里道、河川からの距離を記入してください。 ※ 現況測量図が現況の形態と異なる場合は受付できません。
5	その他の資料 (境界が地番界など複雑な境界と思われる場合に添付してください)	☐ 公図 ☐ 地積測量図 ☐ 申請地および申請地周辺の土地の登記簿謄本(登記事項要約書は不要) ☐ 現地の写真 ☐ 河川、公道、赤線(里道)、青線(水路)などの官地が申請地内にある場合において、すでに官民境界の確定を受けられた場合は、境界確定協議書などの証明文書の写し ☐ 以下の区域等の一部分である場合には、その写し ・都市計画法第29条の確定測量後の区画割図 ・道路位置指定の確定測量図 ・土地区画整理法第76条の区画確定図

[提出・問合せ先]

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地

高島市 都市整備部 都市政策課

T E L 0740-25-8571

F A X 0740-25-8572